

## 令和3年度 第8回下野市教育委員会定例会議事録

日 時 令和3年11月22日（月）午後1時30分～午後4時00分

会 場 下野市役所3階 303会議室

出席委員 教 育 長 石崎 雅也 職務代理者 永山 伸一  
委 員 熊田 裕子 委 員 石嶋 和夫  
委 員 佐間田 香

出席職員 教育次長 近藤 善昭  
教育総務課長 上野 和芳  
学校教育課長 田澤 孝一  
生涯学習文化課長 浅香 浩幸  
文化財課長 山口 耕一  
スポーツ振興課長 若林 毅  
教育総務課課長補佐 神田 晃  
学校教育課管理主事 稲見 雄太  
学校教育課指導主事 水本 百合子  
教育総務課主事 慶留間 遥

公開・非公開の別 公開（一部非公開）

傍 聴 者 0 人

報道機関 0 人

議事録（概要）作成年月日 令和3年12月16日

### 議 事

- 議案第36号 下野市学校職員服務規程の一部改正について  
議案第37号 下野市就学支援委員会の判定結果について（第2回答申）

### 協議事項

- （1）第15回教育のつどい開催計画（案）について

### 報告事項

- （1）教育委員会後援等の承認について

### そ の 他

- （1）南河内第二中学校 学校訪問（出前教育委員会）について

- (2) 高藤選手市民報告会について
- (3) グリムの森 お菓子の家リニューアルオープンについて
- (4) 令和3年度第2回栃木県市町村教育委員会連合会総会について

1. 開会
2. 教育長挨拶及び報告

(石崎教育長)

10月13日から本日11月22日までの職務について報告する。

- ・ 10月14日、第1回下野市市民グラウンド・ゴルフオープン大会が行われた。会場は大松山運動公園で、約220人が参加した。
- ・ 10月17日、栃木SCホームゲーム下野市民デーが開催された。会場は、宇都宮市西川田の「カンセキスタジアムとちぎ」で、試合結果は、J2首位のジュビロ磐田相手に1対1の引き分けであった。
- ・ 10月18日、市教職員協議会对市交渉が行われた。市教職員協議会の役員並びに各校の代表17名が来庁した。「教職員の勤務条件」や、「学校の施設整備」等に係る要望に対し、教育委員会の各課長、管理主事が回答した。
- ・ 10月19日、吉田西小学校と国分寺東小学校にて、市児童表彰式を実施した。吉田西小学校の6年生11名、国分寺東小学校の6年生55名を表彰した。
- ・ 同日、第2回下都賀地区小・中・義務教育学校長研修会が行われた。会場は、栃木市岩舟文化会館コスモスホールであった。「定期異動の方針」や、「異動関係書類の書き方」等について、教育事務所から説明があった。
- ・ 10月20日、古山小学校と薬師寺小学校にて、市児童表彰式を実施した。午前中に古山小学校の6年生78名、午後に薬師寺小学校の6年生68名を表彰した。
- ・ 10月21日、第6回市定例校長会議が開催された。19日の第2回下都賀地区小・中・義務教育学校長研修会の内容、特に人事異動関係書類の取扱いについて、管理主事がより詳細な説明を行った。
- ・ 同日、国分寺小学校にて市児童表彰式を実施した。国分寺小学校の6年生97名を表彰した。
- ・ 10月26日、新任国際交流員である、メラニー・ジョアンナ・ヴィクトリア・ウィルペルトさんの着任式が行われた。出身は、ドイツのバーデン＝ヴュルテンベルク州ジンスハイムである。
- ・ 10月27日、第2回人事問題協議会が県庁本館にて開催された。県教育委員会主催の会議であり、様々な人事問題について、各市町教育長と意見を交換した。
- ・ 10月28日、第3回公民館運営審議会が行われた。「公民館評価マニュアルの策定について」が主な協議内容であった。

- ・ 10月30日、南河内地区の5つの小学校にて、運動会が開催された。南河内中学校区の3小学校では、児童・職員全員がお揃いのTシャツを着たり、風船飛ばしをしたりするなど、閉校関連の催しも行われた。学校規模により、保護者の参加状況、観客対応が異なるものになっていた。
- ・ 10月31日、令和3年成人式が行われた。南河内体育センター、石橋中体育館、国分寺中体育館の3会場で開催され、参加者は全体の6割程度であった。
- ・ 11月2日、「税に関する標語」の審査会が行われた。石橋地区4小学校の6年生児童が対象であった。最高賞の栃木税務署長賞は、石橋北小学校6年生の川中子さんの作品「守りたい 明るい未来を 納税で」であった。
- ・ 11月4日、石橋北小学校と細谷小学校にて、市児童表彰式を実施した。石橋北小学校の6年生43名、細谷小学校の6年生11名を表彰した。
- ・ 同日、第2回市教育長部会総会が開催された。会場は宇都宮市役所であり、新しい会長に、栃木市の青木教育長が選任された。近年の学校を取り巻く教育諸問題について、14市の教育長で協議した。
- ・ 11月5日、緑小学校にて市児童表彰式を実施した。緑小学校6年生32名を表彰した。
- ・ 11月6日、ふれあい学習推進委員会が開催された。会場は国分寺公民館であり、委員は、市内各校の地域連携教員、各中学校区の学校運営協議会代表等で構成されている。昨年度、国分寺中学校区の3校で取り組んだ事業「頑張る学校・地域！応援プロジェクト」の実施結果の説明等が行われた。
- ・ 同日、ふれあい学習推進委員会兼学校運営協議会研修会が行われた。参加者は、学校運営協議会委員、教職員、ふれあい学習推進委員等47名であった。まず、「祇園小お助け戦隊ギオンジャーの取組」と題する事例発表が行われた。講師は、ギオンジャーコーディネーターである熊田委員であった。続いて、「学校運営協議会と地域学校協働活動」と題する講話が行われた。講師は、下都賀教育事務所の社会教育主事と指導主事であった。
- ・ 同日、国分寺小学校と細谷小学校にて運動会が開催された。国分寺小学校の運動会は、感染症対策のため、国分寺運動公園で開催された。
- ・ 11月8日、祇園小学校にて市児童表彰式を実施した。祇園小学校6年生60名を表彰した。
- ・ 11月9日、県立国分寺特別支援学校にて市児童表彰式を

実施した。国分寺特別支援学校の6年生7名を表彰した。本年度最後の表彰式であり、市内11小学校と県立特別支援学校1校の、合わせて548名を表彰した。

- ・ 同日、第18回B&G全国教育長会議が、東京都港区の「笹川記念会館」で開催され、「B&G海洋センター」等がある全国132市町の教育長等が出席した。「SDGsの取組」についての講演や事例発表が行われた。
- ・ 11月10日、新規採用教員正式採用のための訪問を行った。石橋中の数学と家庭科の2名の教員の授業参観等を行った。
- ・ 11月11日、小山市役所にて、小山地区定住自立圏情報交換会が行われた。小山市、下野市、結城市、野木町の首長、副首長、教育長等が出席した。これまでは、小山市と他の3市町が個別に開催していたが、今回は4市町が一堂に会して行われた。
- ・ 11月13日、下野市とドイツ・ディーツヘルツタールとの間の姉妹都市締結45周年記念事業が、石橋小学校校庭の体育館入口前で行われた。記念事業として、獨協医科大学初代学長の石橋長英博士から寄贈をいただいた句碑（水原秋桜子の俳句）の説明板を作成、設置した。説明板には、「姉妹都市交流の歴史」や「石橋長英博士の業績」も掲載された。
- ・ 同日、石橋北小学校と国分寺東小学校にて運動会が開催された。
- ・ 11月17日、県教育委員会との緑小学校への共同訪問を実施した。県教育委員会からは、竹田晶彦下都賀教育事務所長をはじめ7名が来校した。一日、緑小学校の教育活動について、指導・助言をいただいた。当該小学校の、職員間の人間関係、職員室の雰囲気の良い印象的であった。また、この共同訪問と同時に、緑小新規採用教員への正式訪問も行った。
- ・ 11月19日、古山小学校にて運動会が開催された。この日で、今年度の市内小中学校全ての運動会・体育祭が終了した。
- ・ 同日、小山市農業協同組合による学校給食への米贈呈式が行われた。毎年、下野市産の米を寄贈いただいている。国分寺中学校区、石橋中学校区の小中学校の給食に提供される。

以上の報告内容について、質疑等はあるか。（特になし）

### 3. 議事録署名人の選任 熊田委員及び佐間田委員を指名

#### 4. 前回議事録の承認

- (石崎教育長) 前回議事録について、事務局より説明を求める。
- (神田教育総務課課長補佐) 令和3年度第7回教育委員会定例会の議事録について、修正箇所の説明を行う。
- (石崎教育長) 意見等はあるか。
- (熊田委員) 14ページ3行目の「先生の見渡しの意識を高める」の部分は、当初「先生の見取りの意識を高める」という表記であったかと思うが、そちらも修正箇所ではないか。
- (神田教育総務課課長補佐) そのとおりである。「見取り」の部分を「見渡し」とした。
- (熊田委員) 「見渡し」や「見取り」という言葉を、今回は「判断する」「状態を見極める」という意味で使っていると思うのだが、これらの言葉は、教育現場ではよく使用されるものなのか。
- (石嶋委員) 「見渡し」よりも「見取り」という言葉を使用することが多い。子どもの実態や背景を把握する、という意味で使う。
- (永山委員) 「目配り」とは違うのか。
- (石嶋委員) 「実態把握」「背景についての考察」の意味合いが強い。
- (石崎教育長) それでは、「見取り」という形で表記しなすということでは、よろしいか。
- (熊田委員) 「見渡し」よりは「見取り」のほうが意味は伝わるかと思う。より分かりやすい表現もあるようには思うが。
- (石崎教育長) それでは、「見取り」に修正する。  
他に意見等はあるか。(特になし)  
議事録はこのとおり承認とする。

#### 5. 議事

- (石崎教育長) 議案第36号 下野市学校職員服務規程の一部改正について、説明を求める。
- (田澤学校教育課長) 下野市学校職員服務規程については、平成20年以来改正されていなかった。今回、改正内容に係る案件が生じたため、事務局で見直しを行い、一部改正をすることとなった。改正内容については、担当の管理主事から説明する。
- (稲見管理主事) 10月末に、人事異動に関する各個人の異動調書を作成した。その折、次年度に配偶者同行休業を取得する可能性があるという職員が出てきた。これは、パートナーが海外等へ赴任することになった際、申請をすることにより同行ができるというものである。こちらの件について話を進めていたところ、下野市の服務規程にはこの「配偶者同行休業」に関する条文がないということが分かった。というのも、この「配偶者同行休業」については、県でも平成26年6月20日に条例化されたもので、先ほどの田澤学校教育課長の話にもあったとおり、下野市学校職員服務

規程は、平成20年以降見直しがされていなかったため、記載に漏れがあったという現状であった。そこで、条文について見直しを行ったところ、いくつか修正をしなければならない点が出てきたため、今回改正を行うこととなった。内容については、配布した新旧対照表を用い、説明する。

「深夜勤務の制限」について、第9条の4にあるが、例規審査にかけたところ、県の「勤務時間等条例」の条文の番号と、下野市学校職員服務規程に記載された条文の番号が合致していないということで、これを修正した。第10条「休暇」については、様式の変更があったため、そこに係る条文の修正を行った。第14条「欠勤」についても、先ほどの「深夜勤務の制限」と同様に、県の条文番号と、記載されている番号が合致しないため修正した。第18条「職務専念義務免除」については、現行のものには「下野市職務に専念する義務の特例に関する条例」と記載されているが、学校職員の服務規程であるため、「下野市教育職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」が適切ではないかとの指摘を受けたため、これを改正した。

「休職」「復職」「退職」「専従許可等」「育児休業承認等」については、全て書類の提出先についての条文修正である。現行のものには「教育長に提出しなければならない」とあるが、実際には、書類は教育長を経由して県教育委員会へと提出している。そのため、「教育長を経由して栃木県教育委員会に提出しなければならない」と記載を改めた。県の学校職員服務規程では「教育長に提出する」という形になっており、市の学校職員服務規程は、県の学校職員服務規程に準ずる形で作成されたため、現行ではこのような形になってしまったのだと考えられる。

続いて、第23条の2の2「育児短時間勤務承認等」についてである。これも、「配偶者同行休業」についてと同様に、現行のものには無かった内容である。これは平成20年に県の条例に追加されたものであるため、その時点で修正漏れがあったものと考えられる。続いて第23条の3「育児部分休業承認等」についてである。先ほど書類は、教育長を経由して栃木県教育委員会に提出していると述べたが、教育長の専決事項に「部分休業について認める」と記載があるため、この部分休業に関しては、市の教育長に提出することになる。そのため、読替えについて記載した。

続いて、第23条の6「自己啓発等休業承認等」についてである。これも追加条文となる。県の条例では平成19年に追加されたようであるが、市の学校職員服務規程に反映されていなかった。最後に、今回、市学校職員服務規程を見直すきっかけとなった、第23条の7「配偶者同行休業承認等」についてである。先

ほど述べたとおり、県の条文には平成26年に追加されているものである。市ではそれを追加していなかったということで、今回追加した。

なお、今回の改正に伴い、例規審査を受けたところ、様式の部分でも修正の指摘があったため、そちらも併せて改正している。

(石崎教育長)

質疑等はあるか。

(永山委員)

「配偶者同行休業」については、新規で追加したということであったと思うが、「育児短時間勤務承認」については、平成20年から県の学校職員服務規程には条文が追加されており、それが今まで市には条文として追加されていなかったということではよろしいか。

(稲見管理主事)

そのとおりである。

(永山委員)

「配偶者同行休業」については、ケースの数としては少ないと思うため、今回初めて案件が生じたということに納得がいくが、「育児短時間勤務承認申請」についても、今まで申請する方はいなかったのか。そういった理解でよろしいか。

(稲見管理主事)

「育児短時間勤務」についても、少なくとも私が管理主事になってからは、申請をしてきた方はいなかった。

(永山委員)

仕組みがよく分からないが、今までは「部分休業」等で対応してきたということか。

(稲見管理主事)

育児休業の「短時間勤務」や「部分休業」等の制度はあるのだが、実際に利用するとなると難しい部分もあり、申請者がいないのが現状である。また、事前に異動調書等に現在の状況について記載することができるので、「部分休業」等を取らなくても済むような学校への配置等を行い、対応を図っている部分もある。そのため、現在のところ「部分休業」「短時間勤務」については、市内で利用している学校職員はいない。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。

(石嶋委員)

確認であるが、今の話で挙げた「部分休業」「短時間勤務」の申請をすると、担任を持つというのは難しくなってしまうのか。

(稲見管理主事)

そのとおりである。

(石嶋委員)

やはり担任を持ちたいと思い、教員になる方も多いため、そういった意味で、「部分休業」「短時間勤務」は、先生方にとって取りにくいものになっているのではないかと思う。

(石崎教育長)

他に質疑等はあるか。(特になし)

議案第36号を決定してよろしいか。(全委員承認)

議案第36号は原案どおり決定する。

ここで諮る。議案第37号についてであるが、個人情報に関する案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定により、非公開として進めたいと思うが、よろしいか。(全委員異議なし)

それでは、議案第37号については、非公開として進める。  
議案第37号 下野市就学支援委員会の判定結果について(第2回答申)、説明を求める。

以下、非公開

(石崎教育長) 議案第37号を決定してよろしいか。(全委員承認)  
議案第37号は原案どおり決定する。  
ここで、非公開を解く。  
続いて、協議事項に移る。

## 6. 協議事項

(石崎教育長) (1) 第15回教育のつどい開催計画(案)について、説明を求める。

(上野教育総務課長) 第15回教育のつどいの開催計画案について説明する。令和4年1月22日に、国分寺公民館大ホールで開催予定である。国分寺公民館がワクチン接種会場となった場合、石橋体育センターに会場を変更する。受賞者を含め約150名の方が参加する予定である。

続いて、日程のタイムスケジュール案を説明する。司会は教育総務課 慶留間主事が行う。まず開会の言葉を熊田委員にお願いする。続いて、主催者挨拶を石崎教育長から行い、その後表彰式に入る。表彰状の授与については石崎教育長、呼称については石嶋委員、佐間田委員にお願いする。続いて祝辞を市長、市議会議長、県議会議員から頂き、その後受賞者代表挨拶として、優秀優良者の代表者による挨拶がある。最後に記念撮影を行い、第1部終了となる。休憩の後、第2部に入る。始めに、石橋高等学校の歴史研究部の方に発表をお願いし、その後、各中学校の代表生徒による、子ども未来プロジェクト発表をお願いしたいと考えている。発表終了後、永山委員に講評をお願いする。最後に閉会の言葉を熊田委員にお願いし、式典を終了するという運びとなっている。

(石崎教育長) それでは、第15回教育のつどい開催計画(案)について、意見等はあるか。

(石嶋委員) 仕方のないことなのかもしれないが、第1部終了後に参加者が帰ってしまう可能性がある。そうすると、第2部の石橋高等学校歴史研究部の発表や、中学生の子ども未来プロジェクト発表の際、聴衆が少なくなってしまうが、それについて何か対応策は考えているのか。

(上野教育総務課長) 第1部終了時にアナウンスを行おうと考えている。第2部について、強調して案内をする予定である。

- (永山委員) 今回は講演が行われず、式典の総時間が短くなっているため、2部制にしなくても良いのではないかと。
- (石嶋委員) 第1部、第2部という形で分けてしまうと、「部と部の間で帰ろう」という雰囲気が出てきてしまう可能性がある。
- (永山委員)  
(上野教育総務課長) 記念撮影は、式典の最後に移しても良いのではないかと。  
例えば、2部制を廃止して、タイムスケジュール案上の「休憩」の部分を、舞台転換のための時間という扱いにする、というのはいかがか。「舞台転換が終了次第、発表に移ります」というようなアナウンスをし、2部に分けず、ひとつなぎで行えば、帰ってしまう観客も少なくなるのではないかと思う。
- (永山委員)  
(石嶋委員)  
(上野教育総務課長) そちらのほうが良いかと思う。  
市長と議長は記念撮影には入らないのか。  
入ってもらう形になる。
- (熊田委員) 「休憩」と銘打つと、途中退席がしやすくなってしまうため、「休憩」という表現は使用せず、「お手洗いにいきたい方は行ってください」「この後発表がありますので少々お待ちください」とアナウンスをする程度に留めるのが良いのではないかと。  
今回は例年よりも参加人数が少ないように思う。コロナ禍前は一般の方がかなり出席していたと記憶しているが、今回の参加者は関係者のみであるのか。保護者の方も参加されるのか。
- (近藤教育次長)  
(熊田委員) 保護者の方にも来ていただければと思う。  
保護者の方がどのくらい残るかによって、聴衆の人数も決まるように思う。恐らく小中学生は残ると思われるため、コロナ禍前のように大勢の観客が途中退席する、というようなことはないと思う。2部制にせず、ひとまとめにすれば、退席者は減らせると考えられる。
- (石嶋委員)  
(上野教育総務課長) 学校の方からも参加者へ、途中退席しないよう周知してもらったほうが良いのではないかと。  
委員の皆様が述べたように、2部制は廃止するのが良いと考える。しかしその一方で、市長、教育長は記念撮影に参加し、すぐに帰る形になると思われる。  
それでは、特に第1部、第2部という形で分けて、タイムスケジュール案の順番のまま、その後記念撮影。合間の休憩はとらず、すぐに石橋高等学校の発表、という形を取ることは可能か。
- (石嶋委員) アナウンスの中に休憩という言葉を含めず、「記念撮影の後、そのまま発表に移ります」という案内をすれば可能である。  
「舞台転換のために少しお時間を頂きます」というようなアナウンスも必要かと思う。
- (永山委員)  
(石嶋委員) 舞台転換の間に記念撮影をしてしまうのも良いかと思う。  
せっかくの中学生の発表の場であるのに、観客が途中退席し、

少なくなってしまうのは非常に残念に感じる。

(石崎教育長) それでは、委員の皆様のご意見を踏まえて、計画を立て直すことを、事務局に求める。

(上野教育総務課長) 再考していく。

(石崎教育長) 他に意見等はあるか。(特になし)

続いて、報告事項に移る。

## 7. 報告事項

(石崎教育長) (1) 教育委員会後援等の承認について、説明を求める。

(上野教育総務課長) 11月現在、後援申請3件のうち2件を承認した旨、報告を行う。また、うち1件については、初めての申請であるため、この場で教育委員に承認可否の検討をお願いする。

(石崎教育長) 質疑、意見等はあるか。

(熊田委員) 「教育委員会が後援しているなら、子どもと一緒にそのイベントに行ってみよう」と思う保護者の方もいるかと思う。そんな中、参加した事業に、大人に対する勧誘や、金銭的やりとりに繋がるような内容が盛り込まれていた場合、「教育委員会が後援しているのにも関わらず、公益的な事業ではないのではないか」と不信感を抱かせるのではないかと懸念される。

子どもに対する事業であり、子どものみの参加であるならば、そういった心配はないと思うのだが。

(永山委員) 確かに、子ども向けの事業にも関わらず、保護者の参加が必須になる場合は、そういった心配も出てくる。

(石崎教育長) 下野市と下野市教育委員会、二つの後援があるが、市の後援の申請は承認されたにも関わらず、教育委員会では不承認だった場合、それはなぜか説明をしていかななくてはならない。

(熊田委員) 市の後援と教育委員会の後援は別のものである。「教育」と題されているのといないのとでは、大きな違いがあると考えます。教育委員会後援と記載されていると、「きっと教育的な事業なんだな」と安心できてしまうように思う。

純粋なボランティアや社会貢献のためではなく、金銭が関わる事業に繋がってしまうようなものには、教育委員会の後援は出さない方がよいのではないかと懸念される。

(石崎教育長) 子ども向けの事業であるにも関わらず、大人へのアプローチを含むなど、本来の事業目的とは異なる内容が盛り込まれることになると、そういった懸念は大きくなる。

(上野教育総務課長) 「事業目的と異なる内容を盛り込まない」というような、条件付きの承認をするというのはいかがか。

(石崎教育長) こちらから数点条件を出し、それに反しない場合のみ後援を行う、と通知をする形でよろしいか。

(永山委員) 以前私も、公益にかなうと考え、別の市の公民館を借りて無料

相談を計画していたのだが、その市から許可が下りなかった。というのも、一営業団体の相談事業は、相談後すぐに受託もできてしまい、金銭のやりとりにつながってしまうため、直接「公益」には当たらない、という判断をされたからである。

子どもに対する事業に、そういった保護者向けの相談事業が盛り込まれた場合、やはり教育的事業に当たらず、公益的とは言えない。そういった内容を併設しないよう条件付けする必要があると考える。

(石崎教育長) 「こういった事業に対して後援はできない」といった、事業に対する明確な線引きが必要になってくる。

(永山委員) また、事業の中に「個人情報収集」と見受けられるようなものがあるのは危険だと感じる。

(佐間田委員) 一点質問する。後援の申請をする際には、詳しい事業内容等の資料添付は求めているのか。

(上野教育総務課長) 添付資料として、事業の内容、過去の実績報告、予算等を付けるよう依頼している。

(石嶋委員) 先ほど教育長が述べた、条件を何点か挙げた上での承認という形で良いかと思う。

(永山委員) その条件の中に、参加者の個人情報を収集しないことを盛り込む必要もあるかと思う。

(石崎教育長) それでは、条件付きでの承認ということによろしいか。

(熊田委員) 一点疑問なのだが、事業者にとって「教育委員会後援」は魅力があるものなのか。

(永山委員) 啓発セミナー等を行う事業者にとっては魅力的であると考えられる。事業に公的機関からの後援が出されれば、それだけで箔が付くためである。

やはり、後援の許可を出す際には、十分気を付けていかなければならないと思う。例えば、暗示のような内容が含まれた、能力開発のセミナー等から「お金は取らない」「保護者は参加しなくていい」ということで後援の申請が来た場合、不承認を出しにくくなってしまう。そのため、事業に対する一定の条件をこれから整備していかななくてはならないと考える。例えば、「教育委員会が適正と認めるもの」「子どもたちの健全な育成のための事業」等については後援する、というような形である。

教育委員会には、必ず後援しなければならない、というような義務は無いはずである。「行政ではなかなかそこまで手を伸ばせないため、お金は出せないが応援したい」というのが本来の後援の形であるはず。そうであるならば、後援するかしないかの鍵はこちら側で握っていなければならない。積極的に教育委員会側からお願いしたいものだけに、後援承認を出すほうが適切であると思う。

- (熊田委員) 教育委員会が後援するということには、大きな責任がついてくると考える。もし万が一、その事業の中で事件等が起こってしまった場合、「なぜ教育委員会はこの事業を後援したのか」ということが問われると思う。大きな責任問題である。
- (石崎教育長) 今回のように、判断に迷うような申請もこれから出てくるかと思う。「こういった事業は後援する」「こういった事業は後援しない」等の教育委員会としての要件や、明確な基準を設け、断る場合でもはっきりとした説明ができるよう整備を進め、判断するのが良いかと思う。
- (永山委員) また、後援した事業が、個人情報の収集の手段として使われることがないように、気を付けなければならない。その事業から別のところへ住所等の情報が流れてしまうのは、大変恐ろしいことである。
- (石崎教育長) 中止の連絡をするためという理由であっても、必要最低限の情報に留めてもらわなければならない。  
それでは、2件は承認、1件は条件付き承認ということではよろしいか。(全委員承認)  
続いて、その他の連絡事項に移る。

## 8. その他

- (石崎教育長) (1) 南河内第二中学校 学校訪問(出前教育委員会)について、説明を求める。
- (上野教育総務課長) 今年度は、12月15日の午後1時から、南河内第二中学校において出前教育委員会を開催する。当日は市役所西側通用口前に集合、12時45分に出発となる。学校へ直接向かう方は事務局まで連絡のうえ、12時50分に現地へ集合をお願いする。教育委員4名、教育長ほか事務局職員の計14名が訪問する予定である。なお、資料は後日お送りする。
- (石崎教育長) 質疑等はあるか。(特になし)  
事務局から他に連絡事項はあるか。
- (若林スポーツ振興課長) (2) 高藤選手市民報告会について説明する。12月6日に、高藤直寿選手のオリンピック市民報告会を開催する。今回の報告会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飲食を共にする形式ではなく、報告会のみを行う。人数制限も設けており、130名を上限としている。参加者は、柔道関係者、国分寺中学校・石橋中学校の柔道部員、後援会会員などを予定している。報告会は午後1時から、B&G海洋センターのアリーナで行う。高藤選手は午前10時に来庁するため、同時刻に庁舎の東側の市民広場にてお出迎え式を行う。式典では、南河内第二中学校吹奏楽部の生徒の演奏が行われる。その後、母校訪問ということで、10時40分から1時間程度、国分寺小学校を訪問する。

その後昼食を挟み、午後1時から市民報告会を行う。午前中のお出迎え式については、広く市民の方が参加できるものになっている。もし都合がつく場合は、委員の皆様にもご出席いただければと思う。

(石崎教育長) 質疑等はあるか。

(永山委員) 高藤選手の報告会とは別件になるが、質問する。本日議題で挙げた、下野市学校職員服務規程についてである。これは訓令であるのか。そして、これを出す権限を持っているのは教育長なのか。それとも、教育委員会なのか。

(近藤教育次長) 訓令は教育委員会内部の決裁にて変更を行うとしており、本来ならば内部決裁後、教育委員会にて報告する形を取るのだが、今回の改正については、内容が多岐にわたっていたため、議案として上げた。

(永山委員) 議案ではなく報告事項ではないかと思い質問をした。了承した。

(石崎教育長) 他に事務局から連絡事項等はあるか。

(浅香生涯学習文化課長) (3) グリムの森 お菓子の家リニューアルオープンについて、説明する。グリムの森の中にある、お菓子の家の事業者が「マツガミネコーヒービルディング」に変わり、11月3日にリニューアルオープンをした。オープン以来大変好評をいただいております。連日にぎわいを見せています。営業時間は午前10時から午後6時までであり、主にランチ営業とカフェ営業を行っているため、ぜひお越しいただければと思う。グリムの森と同様、定休日は毎週火曜日と月末日である。

(石崎教育長) 他に事務局から連絡事項等はあるか。(特になし)

それでは、教育委員から連絡事項はあるか。

(永山委員) (4) 令和3年度第2回栃木県市町村教育委員会連合会総会について報告する。毎年連合会の名前で、県に「教育に関する施策及び予算編成に関する要望書」を提出している。今回の総会にて、県の教育長名で回答があったことを確認した。

また、その他にも、栃木県義務教育振興協議会、「とちぎ教育の日」実行委員会、栃木県教職員協議会からも要望書が上がってきている。ところが実際には、県市町村教育委員会連合会では、こういった要望に対して検討したことがないのである。要望に対する検討はしなくて良いのかと確認したところ、例年回答はしていないとのことであった。その際、検討すべきではないかと伝えたところ、本日、県市町村教育委員会連合会事務局から、「県への要望活動の流れ」「各団体からの要望事項受領後の流れ」といった書類が送付された。「各団体からの要望事項受領後の流れ」を見ると、各団体から提出された要望事項を、第2回総会で報告する形になっている。そしてその後、それぞれの市町村に要望事

項を持ち帰り、検討をし、そして再度県へ上げる、という形で対応するとのことである。そのため、各委員には資料に目を通していただき、気が付いた点があれば、次回の教育委員会定例会にて指摘をいただければと思う。それを元に、来年3月に予定されている、栃木県市町村教育委員会連合会にて発言したく思う。

(石崎教育長)

それでは、次回の教育委員会定例会で、意見を伺う。

以上でよろしいか。(全委員承認)

次回の教育委員会は、臨時会(南河内第二中学校での出前教育委員会)が12月15日(水)午後1時、定例会が12月16日(木)午後1時30分からの予定とする。

本日の議事日程は全て終了した旨を告げ、午後4時00分閉会。

議事録作成者

議事録署名人

議事録署名人